

<交通安全テスト>

平成28年3月号

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

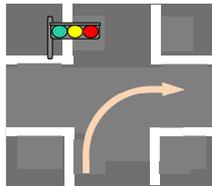
- ① 「一時停止」の標識がある場所で、安全をしっかりと確認すれば自転車に限り、止まらなくてもよい。



- ② 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。



- ③ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。



- ④ 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。



- ⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。



＜交通安全テスト＞ 平成28年3月号

解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 「一時停止」の標識がある場所で、安全をしっかりと確認すれば自転車に限り、止まらなくてもよい。【×】

A : ● 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあっては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

＜指導のポイント＞

自転車は道路交通法で「軽車両」といい、車の仲間になります。

車と同じように自転車も「一時停止」の標識があるところでは、一時停止をし、安全確認をしてから進みましょう。

道路標識のない交差点では、いきなり飛び出さないで、安全を十分に確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止して安全を確かめてから進むようにしましょう。

- ② 自転車で走行中、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは、その信号に従って横断する。【○】

A : ● 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））

道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。

- 道路交通法施行令第2条第4項

公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（歩行者及び自転車に対して表示する標示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。 3 省略 4 省略	1 省略 2 自転車は、道路の横断を始めてはならず、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	1 省略 2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 (信号の意味(抜粋))

- (3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている場合は、自転車は当該歩行者用信号に従わなければならない。

③ 自転車で走行中、交差点を右折する時は、車と同じように右折してもよい。

【×】

A : ● 道路交通法第34条第3項(左折又は右折)

軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。

罰則 2万円以下の罰金又は科料

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3(交差点の通り方(抜粋))

- (4) 右折は、次の方法でしなければなりません。

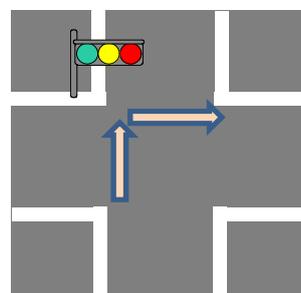
ア 信号機などにより交通整理の行われている交差点では、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

なお、赤信号や黄信号であっても自動車や原動機付自転車は青の矢印の信号によって右折できる場合がありますが、この場合でも自転車は進むことはできません。

<指導のポイント>

自転車に乗って交差点を右折するときは、できる限り道路の左側端に寄り、2段階右折をしなければなりません。

(右図に記載の矢印のとおり右折する。)



④ 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。【○】

A : ● 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）

携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

● 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。

罰則：5万円以下の罰金

<指導のポイント>

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがあり、また、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。

⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。【×】

A : ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

罰則 2万円以下の罰金又は料料

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



並進可